

中間前金払制度の導入について

平成 24 年 4 月 1 日

野田市では、現在の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ事業者の資金確保の円滑化をはかるため、また、適正な労働条件及び質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮するという公契約条例の主旨に沿い、中間前金払制度を導入することとします。中間前金払制度とは、前払金を受けた工事を対象として、当初の前払金（契約金額の 4 割）に追加して、検査を必要とせずに、工期を半分過ぎた時点で、さらに契約金額の 2 割を中間前払金として受け取ることができる制度です。

1 対象工事

請負代金額が 500 万円以上の工事請負契約

2 中間前払金の割合

請負金額の 20%を超えない範囲

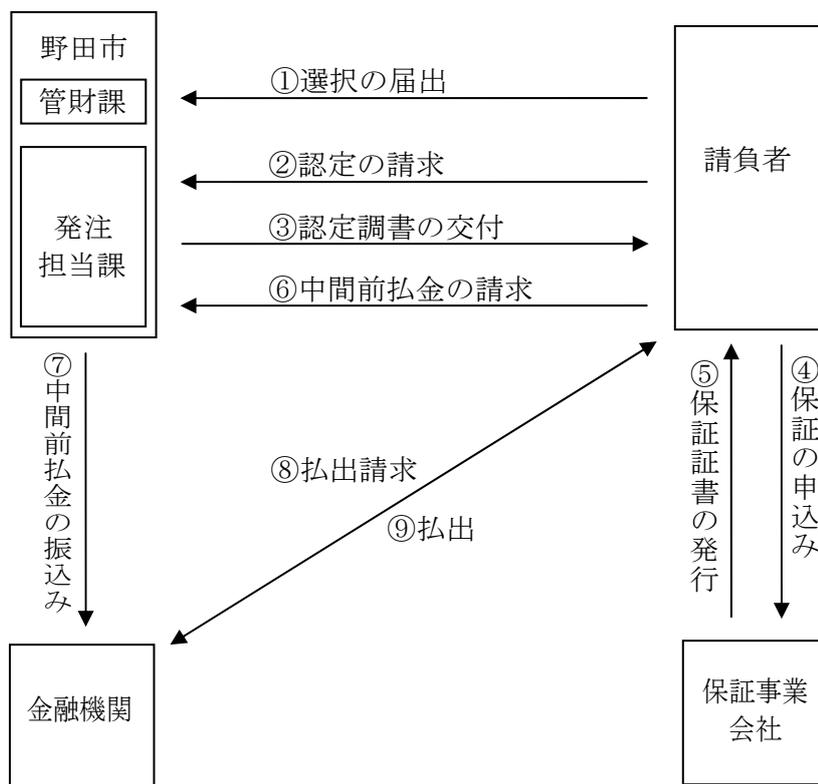
※当初の前払金とあわせて請負金額の 60%が上限となります

3 支払要件

- ①当初の前払金の支払を受けていること。
- ②工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ③工程表における工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④工事の出来高が請負金額の 2 分の 1 以上に達していること。

4 適用日 平成 24 年 4 月 1 日

5 請求手続きの流れ



①請負者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択するため、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（様式第2号）を契約締結前に野田市管財課に提出してください。（前金払の対象となる建設工事のみ）

②請負者は、中間前払金を請求しようとするときは、支払い要件を認定するために、「認定請求書」（様式第3号）を発注担当課へ提出してください。

③発注担当課は「認定請求書」（様式第3号）が提出され認定するときは、「認定調書」（様式第4号）を2部作成し、1部を保管し1部を請負者に交付します。

④請負者は、③により「認定調書」（様式第4号）の交付を受けたときは、その「認定調書」（様式第4号）を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。

⑤保証事業会社から請負者へ保証証書が発行されます。

⑥請負者は、「公共工事等前払金申請書」（様式第1号）に保証証書と請求書を添えて、発注担当課へ中間前払金を請求してください。

⑦中間前払金の請求を受けた日から14日以内に、請負者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。